

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

令和4年5月  
沖縄振興開発金融公庫

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表する。

記

1. 令和3年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 令和3年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、産業廃棄物処理のうち、自動車の賃貸借に関して、以下のとおり環境配慮契約を締結した。

自動車の賃貸借

環境配慮契約締結台数 10台